

久喜市議会
令和3年11月定例会議案

議 案 目 録

議案第 89号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第9号） について	1
議案第 90号	令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第2号）について	2
議案第 91号	令和3年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2号）について	3
議案第 92号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例等の一部を改正する条例	4
議案第 93号	久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例	6
議案第 94号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第 95号	久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例	13
議案第 96号	久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	14
議案第 97号	久喜市保育所条例の一部を改正する条例	15
議案第 98号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	16
議案第 99号	財産の取得について（久喜市立小・中学校教 職員用端末）	19
議案第 100号	指定管理者の指定について（久喜市けやきの 木、久喜市くりの木）	20
議案第 101号	指定管理者の指定について（久喜市いちょう の木、久喜市あゆみの郷、久喜市ゆう・あい）	21
報告第 18号	専決処分の報告について（器物破損事故によ る損害賠償の額を定めること）	22
報告第 19号	専決処分の報告について（器物破損事故によ る損害賠償の額を定めること）	24
報告第 20号	専決処分の報告について（器物破損事故によ る損害賠償の額を定めること）	26
報告第 21号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市介 護保険システム用機器等賃貸借）	28

議案第 89 号

令和 3 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和3年度久喜市一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第90号

令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第91号

令和3年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第92号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第93号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に、「100分の72.5」を「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」に改める。

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に、「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告等に基づき一般職職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第94号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「450円」の次に「(久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)第13条第3項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1通につき 350円)」を、同表第25項、第27項及び第31項中「300円」の次に「(久喜市印鑑登録及び証明に関する条例第13条第3項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円)」を加える。

別表第2第1項金額の欄ア中「第76項金額の欄ア及び第82項金額の欄ア」を「第77項金額の欄ア及び第83項金額の欄ア」に改め、同表第69項中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄アを次のように改める。

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第71項において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円
- (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から第72項までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの
新築の場合 17,000円 増築又は改築の場合 25,000円
- b 床面積の合計が500平方

- メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 28,000円 増築又は改築の場合 42,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 52,000円 増築又は改築の場合 78,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 78,000円 増築又は改築の場合 118,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 115,000円 増築又は改築の場合 173,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 199,000円 増築又は改築の場合 300,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 257,000円 増築又は改築の場合 386,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 300,000円 増築又は改築の場合 451,000円

別表第2第69項金額の欄イを削り、同欄ウ中「又はイ」を削り、同欄ウ(イ)中「を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第70項中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄中「前項金額の欄ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)」を「前項金額の欄ア(ア)又はイ(ア)」に、「同欄ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまで」を「同欄ア(イ)aからhまで又はイ(イ)aからhまで」に改め、「(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に

100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」を削り、同表第71項金額の欄アを次のように改める。

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 4,000円 増築又は改築の場合 6,500円
- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 8,500円 増築又は改築の場合 12,500円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 14,000円 増築又は改築の場合 21,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 26,000円 増築又は改築の場合 39,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 39,000円 増築又は改築の場合 59,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 57,500円 増築又は改築の場合 86,500円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 99,500円 増築

	又は改築の場合 150,000円
g	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 128,500円 増築又は改築の場合 193,000円
h	床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 150,000円 増築又は改築の場合 225,500円

別表第2第71項金額の欄イを削り、同欄ウ中「又はイ」を削り、同欄ウ(イ)中「を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第72項中「前項金額の欄ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)」を「前項金額の欄ア(ア)又はイ(ア)」に、「同欄ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまで」を「同欄ア(イ)aからhまで又はイ(イ)aからhまで」に改め、「(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」を削り、同表第73項中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同表中第95項を第96項とし、第85項から第94項までを1項ずつ繰り下げ、同表第84項中「第82項金額の欄ア」を「第83項金額の欄ア」に、「第82項金額の欄イ」を「第83項金額の欄イ」に改め、同項を同表第85項とし、同表第83項中「第81項金額の欄」を「第82項金額の欄」に改め、同項を同表第84項とし、同表第82項を同表第83項とし、同表第81項金額の欄ア(イ)a中「第83項ア(イ)」を「第84項ア(イ)」に、「第85項ア(イ)、」を「第86項ア(イ)及び」に改め、同項を同表第82項とし、同表第80項金額の欄ア(ア)a中「第86項」を「第87項」に改め、同項を同表第81項とし、同表第79項を同表第80項とし、同表第78項中「第76項金額の欄ア」を「第77項金額の欄ア」に、「第76項金額の欄イ」を「第77項金額の欄イ」に改め、同項を同表第79項とし、同表中第77項を第78項とし、第76項を第77項とし、同表第75項金額の欄ア(イ)a中「第77項」を「第78項」に改め、同項ア(ウ)a中「第77項ア(ウ)」を「第78項ア(ウ)」に改め、同項イ(ウ)中「第77項イ(ウ)」を「第78項イ(ウ)」に改め、同項を同表第76項とし、同表第74項の次に次の一項を加える。

75	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率	160,000円
----	-------------------------------	------------------------------	----------

基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	の特例許可申請手数料	
--------------------------	------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第69項から第72項までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表第2第69項から第72項までの規定(長期優良住宅建築等計画が、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)が提出された場合の申請に係る部分に限る。)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、別表第2第69項金額の欄ア(イ)中「定める額を、申請にかかる住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から第72項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第70項中「額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」と、同表第71項金額の欄ア(イ)中「定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第72項中「額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」とする。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人番号カードを使用し交付する証明書の手数料を改めること、及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第95号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「民間端末機」を「端末機」に改め、「民間事業者が設置し、かつ、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人番号カードを使用して印鑑登録証明書等の各種証明書を交付できる端末機を市が設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第96号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の額が見直されたこと等に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第97号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。
第2条の表久喜市立中央保育園の項中「110人」を「90人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立中央保育園分園の廃止に伴い、久喜市立中央保育園の定員を変更する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第98号

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第4章 雑則(第53条)
附則」 に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第1項中「運営規程」を「事業の運営についての重要事項に関する規程」に、「第42条」を「第42条第1項」に、「、名称」を「及び名称」に、「連携協力の概要」を「当該連携施設が行う連携協力の概要」に改め、同条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出

したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」と

あるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第99号

財産の取得について（久喜市立小・中学校教職員用端末）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 久喜市立小・中学校教職員用端末 |
| 2 | 数 | 594台 |
| 3 | 取得金額 | 34,891,560円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社 埼玉支社
公共文教営業部
部長 高田利行 |

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

久喜市立小・中学校教職員用端末を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第100号

指定管理者の指定について（久喜市けやきの木、久喜市くりの木）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称
久喜市けやきの木
久喜市くりの木
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県久喜市青毛753番地1
社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
会長 梅 田 修 一
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市けやきの木及び久喜市くりの木の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第101号

指定管理者の指定について（久喜市いちょうの木、久喜市あゆみの郷、久喜市ゆう・あい）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称
久喜市いちょうの木
久喜市あゆみの郷
久喜市ゆう・あい
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県久喜市六万部1435番地
社会福祉法人啓和会
理事長 新 實 啓 悦
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市いちょうの木、久喜市あゆみの郷及び久喜市ゆう・あいの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第18号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 68,200 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和3年9月10日午前11時20分頃、久喜市北広島地内の相手方敷地内において、職員が相手方を訪問し帰庁する際、公用車で同敷地内から道路に出ようとしたところ、車両の後方部分が同敷地内の塀と接触し破損させた。

令和3年10月22日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第19号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 119,657 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和3年10月20日午後2時30分頃、久喜市西大輪一丁目15番地先の県道さいたま栗橋線において、職員が公用車を運転中に、同所に停車していた乗用車に接触し、車体の一部を破損させた。

令和3年10月30日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第20号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 75,500 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和3年8月3日午後2時15分頃、久喜市西大輪地内のコスモスふれあいロードにおいて、職員が乗用型トラクターで耕運作業をしていたところ、車両の後方部分が隣接する住宅のフェンスと接触し破損させた。

令和3年11月12日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第21号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市介護保険システム用機器等賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称 | 久喜市介護保険システム用機器等賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 賃貸借契約期間が満了する介護保険システム用サーバ及びパソコン等を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 99,105,600円
(月額1,651,760円) |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱HCキャピタル株式会社
執行役員 安 栄 香 純 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和3年9月7日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで |

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一